主文

被告人を懲役2年に処する。

未決勾留日数中150日をその刑に算入する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、政治団体B会総本部会長であるが、宗教団体アレフ(元オウム真理教。以下、「アレフ」という。)信者多数が東京都世田谷区ab丁目c番d号所在 のハイムC等に転居してきたため、地域住民によるアレフ信者の退去要請運動が起 こったこと、B会総本部としてもアレフ信者の退去を要求する街宣活動を行ってい B会総本部構成員がハイムCにおいてけん銃を発砲してアレフ信者の使用 する居室ドア等に弾丸を撃ち込んだことなどを利用して、アレフ信者らから金員を喝取しようと企て、平成13年1月9日午前0時過ぎころから同日午前2時ころまでの間に、東京都世田谷区ab丁目e番 f 号所在のgビル1階バーラウンジ「D」店内において、前記ハイムC等に転居してきたアレフ出家信者E(当時31歳)及びF(当時30歳)に対し、「住民運動はこれからもっと激しくなるだろう。」 「住民のほうからB会のほうに、5000万とか1億で何とか追い払ってくれとい うような話がある。」「アレフの出方によっては住民運動を抑えてやるぞ。」「街 宣は今のところはやめるが、アレフの出方次第によっては、街宣もB会以外の右翼 がやってきたり、どんどんエスカレートしてくるだろう。」「アレフのほうの対処が遅れるならば、下のほうの者の抑えがきかなくなる。何するか分からない。」 「今回は扉に対する発砲事件で済んだけれども、こんなものじゃ済まなくなる ぞ。」「タマを取るぞ。」「村井もああいう死に方をしたしな。」「警察も抑えき れなくなるぞ。最終的に守ってくれないぞ。」「我々は小さな組織ではない。バックには大きなやくざに金貸しをしているような組織がついているんだ。関東でも3 本指に入るような大きな団体である。だから特に金に困っているとかそういうわけではない。」「我々は何百万とかそういう金では動かない組織なんだ。」などと言 ではない。」「我々は凹白刀とかてういう並んはあれるい。」でしているのではない。」ではいるでは、前記ハイムと等に居住って暗に現金の交付を要求し、この要求に応じないときは、前記ハイムと等に居住する前記Eらアレフ信者の生命、身体、財産等に危害を加えかねない気勢を示して 前記Eらを畏怖させ、アレフ信者らから現金を喝取しようとしたが、前記Eらが警 察に被害を届け出るなどしてその要求に応じなかったため、その目的を遂げなかっ たものである。

(事実認定の補足説明)

弁護人は、「被告人が、金員喝取の目的で、アレフ信者 E らを脅迫した事実は認められず、被告人は無罪である。」などと主張し、被告人もこれに沿う供述をしているので、この点についての判断を説明する。 第1 E供述の信用性

が、前記罪となるべき事実の認定において、証人E(以下、「E」という。)の公判供述が最も重要な証拠になっており、この供述の信用性を検討する必要がある。

1 本件前後の経過

そこで、まず、本件前後の経過についてみると、前記の関係証拠によれば、 以下の事実が認められる。

- (1) B会総本部(以下,「B会」という。)は、被告人及び兄Gが平成11年2月に結成した右翼団体で、被告人が会長に就き、街宣車による街宣活動等を行っていた。
- (2) 平成12年12月中旬ころ、アレフ信者十数名が、アレフが高山豊から借り受けた東京都世田谷区a所在のハイムC(以下、「ハイムC」という。)ほか2棟のマンションの居室数室に入居し、世田谷区役所に対して転入届を提出するなどした。そのため、世田谷区は、同月21日、同区役所内にアレフ対策本部を設置するとともに、転入不受理の通知書を送付するなどした。同月26日、町会役員等の地域住民が集まり、世田谷区役所職員とともに今後の対策を協議し、アレフ信者の退去を求めていくとともに、アレフ信者の動向を警戒していくことになった。さらに、平成13年1月9日、世田谷区役所の呼びかけによりアレフ対策の住民協議会が数百名の参加者を得て開催され、アレフに対して退去要請が行われた。
- (3) 他方,被告人は、平成12年12月27日夜、B会会長代行であるG(以下、「G」という。)、B会会長秘書であるH(以下、「H」という。)ととも

に、ハイムCを訪れた際、アレフ信者に対し、Hの名刺を渡し、責任者からの連絡がほしい旨伝えた。その後、地域住民や地元警察との対応を担当していたEは、こ のことを伝え聞いたが、夜遅くなっていたため翌28日の日中に連絡することにし た。

B会は、翌28日の朝、ハイムC周辺において、街宣車で、アレフに対し 烏山から退去するよう要求する街宣活動を行った。そこで、Eは、B会の事務所に

赴き、同日午後10時ころから、被告人、Gらと面談した。

(5) B会は、前日に引き続き、同月29日、30日にも同様の街宣活動を行った。30日の街宣活動の際には、Hが、警察官から街宣車を移動するよう指示されたことに反発し、警察官に向けて街宣車を急発進させる暴行を加えたため、公務執 行妨害の現行犯人として逮捕された。その後、B会はアレフに対する街宣活動を行 っていなかったが、アレフが地域住民に対して説明会を行った平成13年1月4 日、アレフに対する街宣活動を再開した。同日深夜、B会構成員である I (以下, 「I」という。)が、ハイムCの高山豊方ドア及びアレフ信者の使用する居室のドアにけん銃で弾丸を4発撃ち込み、銃砲刀剣類所持等取締法違反の現行犯人として

逮捕された。そのため、B会は、再びアレフに対する街宣活動を止めた。 (6) Eは、同月8日午後11時20分ころから午後11時40分ころまでの間 被告人から再三電話がかかってきて、面談を求められたため、アレフの広報部 に、被告人から再三電話がかかってきて、面談を求められたため、アレブの広報部長」らと協議の上、アレフ信者のF(以下、「F」という。)とともに被告人と会うことにした。そして、E及びFは、被告人から指示された路上で被告人と落ち合い、被告人に連れられ、翌9日午前0時過ぎころ、バーラウンジ「D」(以下、「D」という。)に入り、同日午前2時ころまで被告人と面談した。
(7) E及びFは、同日午前2時過ぎころ、ハイムCに戻り、Jらに対して、被告人との面談の内容について報告し、今後の対応について協議し、警察に対して被害力なる。

害申告をすることにした。

(8) 同月22日、Eは、K(以下、「K」という。)とともにJR新宿駅南口改札口前歩道上に赴き、被告人と会った。

E供述の信用性の検討

以上のような経過の中で、Eは、公判廷において、平成13年1月9日のD店内における会話の内容等について、前記認定に沿う供述をしているほか、同月22日のJR新宿駅南口改札口前歩道上における会話の内容等については、「被告人なる「前日の話す」によばてばるいることになったのか。より問かれたので、利 から「前回の話を上に上げてどういうことになったのか。」と聞かれたので、私 は、アレフの経済状況等について説明した上、「お金ということだったら、これは お支払いできません。」と言った。すると、被告人は、「そういうはっきりした言 い方はしたくないんだけどな。」と言った。その後、被告人は、「街宣はこれから もやる。」「ほかの右翼も含めて何十台も来ることになる。」「下の者の抑えがき かなくなる。」などといった話を繰り返すなどしたが、その際に「銭金の問題じゃないんだけど。」「結局は、金ということになるんだろうけどよ。」などと言っ た。」旨供述する。

そこで、これらの点に関するEの公判供述の信用性について検討すると、その供述内容は、他の供述部分と同様に具体的であるばかりか、尋問に応じて詳細な 供述がなされている。その上、本件犯行時の会話内容に関するEの供述内容は、前記認定の一連の経過、特に地域住民等によるアレフに対する退去要請等の状況、B会の街宣活動の状況、前記発砲事件に照らして、極めて自然なものであり、平成13年1月22日JR新宿駅南口改札口前歩道上における会話内容やこのとき被告の とEらが会うことになった経緯に関するEの供述内容も、前記認定の一連の経過の ほか、本件犯行時の会話内容に関するE自身の供述内容との関係でも自然な流れに なっている。また、Eの公判供述は前後矛盾することもなく、詳細な反対尋問にも 揺らいだり、あいまいになったりすることもなかった。これらのことからすると、 前記のEの公判供述は記憶に基づいた供述としての特徴を十分に有しているといえ る。

さらに、Eの公判供述は、F及びKの各公判供述ともよく符合しているとこ F及びKの各公判供述は、いずれもその内容自体特に不自然なところはなく、 両名ともアレフ信者ではあるものの、Eの公判供述にことさら符合させようとして いる供述態度や供述内容ではなく、それぞれの記憶に基づいて供述しているものと 認められ、その信用性を肯定することができ、Eの公判供述の信用性を担保するに 十分であるといえる。

なお、弁護人は、「アレフが組織防衛のため自分たちに邪魔なB会を潰そう

として恐喝未遂事件がないのにあったとしたものである。」などと主張し、Eらに虚偽供述をする動機があることを指摘している。しかしながら、前記のとおり、5年1月4日の発砲事件以降B会はアレフに対する街宣活動を止めていたことが認められる上、前記の関係各証拠によれば、アレフとしても、発砲事件によるB会に対する警察の監視も強化されることになり、B会がアレフに対して更に危害を加えるなどしてくることはないであろうと考えていたことが認められる。このような状況に鑑みれば、Eらが、B会を潰すため警察に虚偽の被害届を出すなどしてなっな状況に鑑みれば、Eらが、B会を潰すため警察に虚偽の被害届を出すとしてまで被告人を罪に陥れる必要性はなく、本件全証拠を検討しても、本件に関連して接触するまではまったく面識のなかったEらが被告人を罪に陥れるためにあえて虚偽の供述をする動機はうかがわれない。

以上のことからすると、Eの公判供述は、信用性が極めて高いと評価できる。

第2 被告人の弁解の信用性

ところで、被告人は、捜査公判を通じて、平成13年1月9日及び同月22日にEらと面談した際、Eらが供述しているような内容の発言をしたことを否定し、同月9日Eに面談を求めたのは、アレフ信者がハイムC等から退去するか、同月4日のアレフの地域住民に対する説明会での説明が不十分であったため、地域住民に対して納得のいくような説明をすべきであるということを伝えるためであったと弁解し、また、同月22日に面談した状況については、同月19日Eの方から電話があり、「相談したいことがある。」と言われていたので、同月22日被告人がEに電話をかけ、JR新宿駅南口改札口でEと落ち合ったが、Eの方からいきなり「Aさんお金ですか。」と言われたなどと弁解する。

「Aさんお金ですか。」と言われたなどと弁解する。 しかしながら、街宣車による街宣活動という手段により、アレフ信者に対しいイムC等から退去するよう要求していた被告人が、このような内容の話をするために平成13年1月9日の面談をEに求めたというのはかなり不自然である。しかも、アレフの地域住民に対する説明会が行われてから数日も経過し、その間に発砲事件も起こっていながら、被告人は、Eに再三電話をかけて面談を求めた上、深夜被告人の知人が経営する飲食店にEらを連れていって面談し、このような内容の話をするというのも不自然である。

をするというのも不自然である。 また、Dでの面談が約2時間に及んでいることは前記認定のとおりであるが、被告人の弁解するところからすれば、不相応な時間を要しているといわざるを得ず、この点でも不自然である。

また、平成13年1月22日の面談の状況についても、同月19日にEの方から電話があって「相談したいことがある。」と言ってきたということ自体、それまでの経過に照らし不自然であるし、被告人がこれに応じようと電話をかけてEと会うことにしたというのも不自然である。また、同月9日の面談の際の会話内容が被告人の供述するような内容であったとすれば、Eが被告人に対しいきなり「Aさんお金ですか。」などと言うことは考えられないし、このようなことを言われれば、被告人はEに強い不信感を抱くはずであるにもかかわらず、被告人は、その後もEに対し被告人の要求を伝える会話をした旨供述しており、極めて不自然な流れになっている。

このように被告人の弁解には不自然なところが多く、信用できない。

第3 結論

前記のとおり信用性の極めて高いEの公判供述により、被告人が、平成13年1月9日D店内において、前記認定のとおりの文言を述べたこと、同月22上に新宿駅南口改札口前歩道上において、前記のとおりの文言を述べていることとが同る。本件犯行において、被告人がEらに対して述べた文言自体から、明定等に危害を加えかねない気勢を示したことは、Fらいである。さらに、被告人がこのような脅迫行為に出た目的についても、その文言をから、アレフ信者をハイムC等から退去させるためでは明らからよりである。アレフ信者をハイムC等から退去させるためでは明らから退去をである。とは、では、その文言により暗に現金の交付を要求していたとも認められる。このことは、平成13年1月22日JR新宿駅中であると推認がられる。このことは、平成13年1月22日」R新宿駅中での一方でであると表でである。

以上によれば、被告人が、金員喝取の目的で、判示のとおりの文言を述べて E及びFを脅迫したことは優に認定することができる。

(量刑の理由)

本件は、右翼団体の会長である被告人が、アレフ信者から多額の現金を喝取しようと企て、アレフ信者を脅迫したものの、警察に被害を届け出るなどしてその要求に応じなかったため、その目的を遂げなかったという恐喝未遂の事案である。

平成13年12月6日 東京地方裁判所刑事第9部

裁判長裁判官 秋葉康弘

裁判官 宮武 芳

慮しても、被告人に対しては主文の実刑を科すのが相当であると判断した。

裁判官 鎌倉正和